

給与支払報告書の提出について

【問合せ】税務課 市民税係（田沢湖庁舎） ☎（43）11117

給与を支払った方は、給与支払報告書の提出が必要です。

令和6年中に給与・賃金など（専従者給与やパート、アルバイト代も含みます）を支払った方は、給与・賃金などを受け取った方が令和7年1月1日現在で実際に居住する住所地の市町村税務担当課に給与支払報告書を提出していただく義務があります（地方税法第317条の6第1項）。

また、支払った金額が30万円以下の退職者についても、公平・適正な課税を確保する観点から提出にご協力いただくようお願いいたします。給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、正確な記入を心がけていただくようお願いいたします。

※給与支払報告書を提出しなかった者、または、虚偽の記載をした者については、罰則が設けられていますのでご注意ください（地方税法第317条の71年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます）。

※令和7年度給与支払報告書を提出した方の中で、令和7年4月1日現在において給与の支払いを受けなくなった方がいる場合は、4月15日までに給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書を提出いただく必要があります（地方税法第317条の6第2項）。

マイナンバーや法人番号を忘れずに記載してください

マイナンバーや法人番号についても所定の欄に漏れなく記入し、必ず期限までに提出してください。

給与支払報告書の作成について

令和6年中に給与・賃金などを支払った方（個人・法人を問いません）が、給与・賃金などを受け取った方について、給与支払報告書を作成し提出してください。

●提出期限／1月31日（金）

※早期提出にご協力をお願いします。

●提出先・提出物

仙北市税務課 市民税係
〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

※給与・賃金などを受け取った方が令和7年1月1日現在で、実際に居住する住所地の市町村税務担当課に提出することになります。

●総括表：1枚

個人別明細書：給与・賃金などを受け取った方1人につき1枚

※個人別明細書は、最寄りの市役所・出張所に備え付けていますのでご利用ください。

●提出方法／給与支払報告書（総括表）を先頭に、給与支払報告書（個人別明細書）を特別徴収者と普通徴収者として仕切り紙で明確に区分して提出してください。なお、普通徴収者については、普通徴収とする理由の記入欄についても漏れなく記入をお願いします。

総括表・仕切り紙などの様式は、仙北市ホームページ（左の二次元コード）からダウンロードできます。

市ホームページはこちら↓



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付額について

【問合せ】税務課 市民税係（田沢湖庁舎） ☎（43）11117

所得税や個人市・県民税の申告における社会保険料控除として国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を計上する際は、次のとおり年間納付額をご確認ください。

納付書または口座振替などによる納付（普通徴収）

納付した際の領収書、または市から送付される「納付額証明書」をご確認ください。なお、令和6年分の納付額証明書の発送は、1月下旬を予定しています。

年金からの天引きによる納付（特別徴収）

各年金保険者より発行される源泉徴収票の摘要欄をご確認ください。

なお、遺族年金・障害年金（非課税年金につき源泉徴収票の発行なし）から天引き納付されている方で納付額証明書が必要になる場合は、税務課までお問い合わせください。

▼ 納付額証明書【見本】

令和 年 申告用 納付額証明書
(令和 年 1月1日から12月31日まで納付した金額)

0 1 4 1 2 9 8

秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

仙北 太郎 様

国民健康保険税 (円)	後期高齢者医療保険料 (円)
令和 年度 12,000 (円)	4,800 (円)
令和 年度 12,000 (円)	4,800 (円)
合 計 24,000 (円)	9,600 (円)

住所 秋田県仙北市 田沢湖生保内字宮ノ後30

氏名 仙北 太郎

仙北市 014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

納付額証明書

税務 仙北 太郎

納付書または口座振替などにより納付された金額のみの記載です。

▼ 年金の源泉徴収票【見本】

令和 年 申告用 源泉徴収票

秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

仙北 太郎 様

年金の種類	金額 (円)
国民年金	12,000 (円)
厚生年金	12,000 (円)
合 計	24,000 (円)

住所 秋田県仙北市 田沢湖生保内字宮ノ後30

氏名 仙北 太郎

仙北市 014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

源泉徴収票

税務 仙北 太郎

年金天引き分の金額については、源泉徴収票の摘要欄をご確認ください。

eLTAXについて

eLTAXを利用した提出を推進しています。国と地方にそれぞれ提出義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、eLTAXで一元的に送信することができます。ぜひご利用ください。詳しくは、eLTAXホームページ（左の二次元コード）をご確認ください。

eLTAXの

詳細はこちらから↓



エム・エックス・エス eLTAXはインターネットを利用して地方税の手続(申告・申請・納付など)を行うことができる地方税のポータルシステムです。オフィスや自宅のパソコンから簡単・便利に地方税の手続ができます。

ご利用の流れ

- STEP 1 利用開始
eLTAXのホームページから利用開始(登録)を行います。
- STEP 2 利用者の登録・届出
利用者の登録・届出を行います。
- STEP 3 eLTAX対応ソフトウェアの取得
eLTAX対応ソフトウェアの取得を行います。
- STEP 4 ① 電子申告 ② 電子申請・届出 ③ 電子納付

【利用可能な税種】
● 法人市県民税
● 個人市県民税
● 固定資産税
● 都市計画税
● 地方教育税
● 地方債の償還金
● 地方債の利息
● 地方債の元金

【給与支払報告書】「源泉徴収票」もeLTAXで簡単に作成・提出できます！

市区町村に提出する「給与支払報告書」(eLTAXで簡単作成)と「源泉徴収票」(eLTAXで簡単作成)をeLTAXで一括して提出します。

給与支払報告書・源泉徴収票の提出方法

給与支払報告書・源泉徴収票の提出方法

給与支払報告書・源泉徴収票の提出方法

償却資産の申告書の提出をお願いします

【問合せ】税務課 固定資産税係（田沢湖庁舎） ☎（43）1109

1月1日時点で、仙北市内に事業用資産（償却資産）を所有する法人または個人で事業を営んでいる方は、1月31日（金）までに申告書の提出またはインターネット（eLTAX）を利用した申告が必要です。

対象者の方には申告案内を順次発送していますが、新規に事業を開始された方など、お手元に届かない場合はご連絡ください。

※未申告が判明した際、最大5年度分が一度に課税される場合があります。

●提出先／税務課、角館・西木市民センター、各出張所

●郵送先／〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30 仙北市総務部税務課 固定資産税係

※郵送による申告で、控えに収受印を必要とされる方は、住所、会社名（氏名）を記入のうえ、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

個人事業主・営業者の方へ

市県民税など申告相談の際の減価償却費の申告と、固定資産税償却資産の申告は異なります。所有資産が耐用年数を経過した資産のみの方、減価償却の申告のみをされていた方も固定資産税償却資産の申告をしていただくようお願いいたします。

●償却資産とは？
農業・商店などの経営や駐車場・貸家の賃貸などの事業に用いる構築物・機械・備品などを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

※eLTAXの利用方法や申告書の作成に係る操作方法などは、eLTAXホームページをご覧ください。

「2025年農林業センサス」にご協力ください

【問合せ】企画政策課 情報統計係（田沢湖庁舎）☎（43）1112

農林水産省では、2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2025年農林業センサス」を実施します。この調査は、国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする極めて大切な調査で、今後の農林業の政策に役立てられます。1月中旬頃から調査員が農林業関係者の皆さまのお宅や会社に向いますので、ご協力をお願いします。



農林業センサス・マスコットキャラクターの「つつー」

「農林業センサス」について詳細はこちらから↓



後期高齢者医療費通知発送のお知らせ

【問合せ】国保市民課 国民健康保険係（角館庁舎）☎（43）3316

後期高齢者医療保険に加入している方には年2回、医療費通知を発行します。

令和6年分の発送予定日は次のとおりです。
▶ 第1回／1月17日（金）発送予定（令和6年1月～10月診療分）
▶ 第2回／2月25日（火）発送予定（令和6年11月～12月診療分）

問合せ／秋田県後期高齢者医療広域連合業務課
☎ 018-8553-7155

市民ガイド2025を配布します

【問合せ】総務課 文書広報係（田沢湖庁舎）☎（43）1111

市民ガイド2025を1月中旬に全戸配布します。市民ガイドは市民の皆さまに関係する「届出・証明」「税」「年金・保険」「ゴミ」「防災」「医療・健康」「各種福祉」などの様々な制度または手続きについて、仙北市の

観光や名産品の紹介、イベント情報など、役立つ情報が一冊にまとめられています。ぜひ日々の生活の中でお役立てください。1月中旬にお手元に届かなかった時には総務課文書広報係までご連絡ください。

紙風船館の利用時間に変更になります

【問合せ】上松木内出張所 ☎（49）2159

現在紙風船館の利用時間は22時までとなっています。

とおりとしますのでお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

●現在の利用時間／
8時30分～22時まで
●4月1日からの利用時間／
8時30分～21時まで

LINEを悪用した詐欺にご注意ください！

【問合せ】消費生活センター（角館庁舎）☎（43）3313

投資家や著名人をかたる人物からのメッセージや、投資にまつわるLINEのグループワークへの招待など、怪しいメッセージを受け取ったら、

※返信せず
※LINE内で通報

LINEの専用ページ
はこちらから↓



詐欺かもと感じたら、お金をどうにかする前に警察相談専用電話#9110へ相談！緊急の場合は110！

お金は戻ってきません！それでも続けますか？

LINEを悪用した詐欺にご注意ください！

被害者や家族を悩ませる人からのおメッセージ。被害に遭つた人、LINEグループワークへの招待。

怪しいメッセージを受け取ったら…

返信せず LINE内で通報

LINEでの通報のやり方

LINEで通報する際は、必ず「通報」ボタンを押してください。

詐欺かもと感じたら下記にご相談を！

警察相談専用電話 #9110

お金をどうにかする前に相談を！

仙北市消費生活センター／仙北警察署

完全予約制によるマイナンバーカードの時間外交付を行います

【問合せ】国保市民課 市民係（角館庁舎）☎（43）3307

写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に交付通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います（交付は予約した方のみに限ります）。また時間外の交付窓口は角館庁舎のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前まで、電話にてご連絡ください（マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっている方についても、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です）。

マイナンバーカードの受け取りは原則本人が来庁する必要がありますのでご注意ください。

●時間外交付日時／
1月／8日（水）、22日（水）
2月／5日（水）、19日（水）
3月／5日（水）、19日（水）
それぞれ17時15分～19時まで

●持参する物／詳細についてはマイナンバーカード交付通知書のハガキに記載されています

●マイナンバーカード交付通知書のハガキ
●マイナンバーの通知カード（紛失している場合には、紛失届を記入していただきます）
●本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カードなどのうち1点、これ



詳しくはこちら↓



らをお持ちでない方は、健康保険証または年金手帳（年金証書でも可）および「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類（社員証、学生証、医療受給者証など）
●住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
●予約連絡先／国保市民課 市民係 ☎ 43-3307（各交付日の2日前まで）
※マイナンバーカードを利用してコンビニでの証明書交付も行っています。料金は窓口と変わりません。

令和7・8年度仙北市競争入札に参加希望の方へ

競争入札参加資格審査申請を受け付けています

【問合せ】契約検査室（田沢湖庁舎）☎（43）1119

令和7・8年度において、仙北市が発注する競争入札（随意契約を含む）に参加を希望する方は、次により受け付けを開始していますので、電子申請サービスでの申請および添付書類を提出してください。

●資格要件／
①契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人）でないこと
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者でないこと
③仙北市暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第2号）第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
④市税などに滞納がなく、経営状況が著しく不健全な者でないこと
⑤公共発注の相手方として不適当と認められる者でないこと
⑥建設工事に登録する者にあつては、仙北市小規模修繕等契約希望者として登録されている者でないこと

●登録区分／
①建設工事②物品の販売・役務の提供など③測量・建設コンサルタントなど
●提出方法／
市ホームページ内【電子申請サービス】より申請

●受付期間／
定期受付／2月28日（金）まで
随時受付／4月21日（月）から
※持参の場合は市役所開庁日9時から15時まで（12時から13時を除く）
※郵送の場合は2月28日（金）必着

●登録区分／
①建設工事②物品の販売・役務の提供など③測量・建設コンサルタントなど
●提出方法／
市ホームページ内【電子申請サービス】より申請

●資格要件／
①契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人）でないこと
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者でないこと
③仙北市暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第2号）第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
④市税などに滞納がなく、経営状況が著しく不健全な者でないこと
⑤公共発注の相手方として不適当と認められる者でないこと
⑥建設工事に登録する者にあつては、仙北市小規模修繕等契約希望者として登録されている者でないこと

●登録区分／
①建設工事②物品の販売・役務の提供など③測量・建設コンサルタントなど
●提出方法／
市ホームページ内【電子申請サービス】より申請

●資格要件／
①契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人）でないこと
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者でないこと
③仙北市暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第2号）第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
④市税などに滞納がなく、経営状況が著しく不健全な者でないこと
⑤公共発注の相手方として不適当と認められる者でないこと
⑥建設工事に登録する者にあつては、仙北市小規模修繕等契約希望者として登録されている者でないこと

●提出するデータの拡張子はPDFファイルであること。
●郵送または持参により契約検査室へ提出
●書類一式を提出すること（書類一式は綴じなくても良い）
●郵送などによる申請の場合は受領書送付のため、長形3号程度の封筒（送付先の住所および社名などを記載、110円切手を貼付したもの）を同封すること（ハガキによる受領確認でも可）。
●有効期間／
令和7年5月1日から令和9年4月30日まで
●注意事項／
●各部門の登録ごとに書類一式を提出すること
●申請書提出後に申請内容に変更または更新があった場合は、速やかに変更届を提出すること
●連絡事項／
●仙北市が構成団体のひとつとなる一部事務組合および仙北市立認定こども園を運営する社会福祉法人に対し、希望業務などの情報を提供することがありますのでご了承ください。
●提出・問合せ先／
仙北市総務部契約検査室
〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地
☎ 43-1119 FAX 43-1300
E-mail: keiyaku@city.semboku.akita.jp

資源ごみの出しかたについて

【問合せ】生活環境課（角館庁舎）☎ (43) 3308



仙北市では、資源ごみの分別収集をしていますが、更なる資源化と品質の向上のため、次のとおり排出をお願いします。

指定ごみ袋	資源ごみの袋は青色で「資源ごみ用」と書いています		
種類	リサイクルびん	ペットボトル	空き缶
洗浄	軽く水ですすいでください		
キャップやふた	必ず外してください (金属は燃えないごみ、プラスチックは燃えるごみ)	必ず外してください (燃えるごみ)	金属であれば 付けたままで結構です
ラベル	市の回収に出す場合は、はがさなくて結構です		
出せる物	飲食物のびん、ジュース類、 ドリンク剤、一升びん、ビール びん、焼酎びん、ジャム・イン スタントコーヒーなどのびん	このマークの付いた ペットボトル 	飲食物の空き缶、缶ジュース 類、缶ビール、缶詰、のり、 ミルク缶など、スプレー缶は 必ず使い切ってから穴を開け て出してください
出せない物	化粧びん、油のついたびん、農 薬などのびん、灰皿、板ガラス、 コップ、電球、陶器類、割れた びん(燃えないごみに出してく ださい)	食用油のペットボトル、洗っ ても汚れの落ちないペットボ トル(燃えるごみに出してくだ さい)	錆びてぼろぼろになった缶、 異物が入った缶(異物を取り除 けない場合は、燃えないごみ に出してください)

ごみを出す際には、必ず指定されたごみ袋で

指定された袋以外でごみを出された場合は、回収しません。必ず指定された袋に入れて出してください。指定された袋に入れることにより、ごみの分別に対する意識の向上と、袋を分けることにより回収作業をする方が中身のある程度予測でき、積みこみ時の危険防止にもつながります。



世界基準の持続可能な開発目標であるSDGs（エスディージーズ）。仙北市は、その視点をよりよい地域づくりに活かす取組の提案が評価され、平成30年度に「SDGs 未来都市」第1弾の全国29自治体の一つとして選ばれました。

SDGsの機運醸成を目的に始まった「仙北市SDGs川柳コンクール」は今回で第4回となり、最後の開催となります。SDGsを考えるきっかけとして、ぜひ川柳コンクールにご参加ください。

● 応募資格
仙北市在住の方
仙北市内の学校に通学している方
仙北市内の企業にお勤めの方

● 応募方法／必要事項（注1）を下記二次元コードの応募専用フォーム（注2）にご記入してご応募ください。

▼ 一人何作品でも応募できます。
▼ 未発表のオリジナル作品に限ります。
▼ 応募作品は、SDGsの普及啓発のため、市が広報などで活用します。
（注1）必要事項について
①氏名 ②住所 ③学校名学年または勤務先 ④電話番号 ⑤川柳 ⑥公表用の氏名またはペンネーム ⑦年齢 ⑧該当するSDGsのゴール番号 ⑨作品に関するコメントなど

第4回仙北市SDGs川柳コンクール

【問合せ】企画政策課（田沢湖庁舎）☎ (43) 1112



※①～④の個人情報、応募資格の確認、賞品の受け渡しのために使用し、公表しません。
（注2）応募専用フォームについて
応募専用フォームにはスマートフォンなどからインターネットで接続できます。応募専用フォームでの応募方法が分からない場合は、スマートフォンの持ち手について、企画政策課（問合せ）に問い合わせてください。

応募専用フォーム
はこちらから↓



● 募集期間／1月29日(水)まで
● 賞品
最優秀賞：図書カード1万円分
優秀賞：図書カード3千円分
仙北市長賞：図書カード2千円分
特別賞：図書カード1千円分
※選考は、審査員（市長、副市長、企画部長）および投票（WEBなど）によって選考します。（投票期間は2月中旬を予定）

● 昨年の受賞作／

最優秀賞

「普通じゃない？ 普通の基準を決めないで」ゴール5

優秀賞

「残り物 パパに食べさせ エスディージーズ」ゴール12



● 「川柳」とは

五・七・五を基本とした短詩。俳句には季語や切れ字（「や」「かな」「けり」など）を用いるのに対し、川柳には必要がありません。ルールにとらわれない自由な表現・作品をお待ちしています。

● 「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールなどの指標から構成されており、地球上の誰ひとりとして取り残さないことを誓っています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



定住対策補助金のご案内

【問合せ】まちづくり課（田沢湖庁舎）☎（43）33315



仙北市では、若者の市内定着、移住者の定住促進を図るために次のような各種補助事業を行っています。

県外からの移住者の新生活を応援します

移住応援事業補助金

●移住日以前に、秋田県において移住定住登録をした方で、令和6年10月1日以降に秋田県外から本市に移住し、定住しようとする方へ、移住に係る初期費用の負担軽減に向けた補助金を交付します。基本額10万円、子育て世帯加算額5万円のほか、雪国で暮らすために必要な暖房機器、除雪器具、自動車冬季用備品の購入費用について10万円を上限に助成します。

地方就職支援金

●本部が都内にある大学の東京圏のキャンパスへ原則として4年以上在学する卒業年度の学部生であって、要件を満たす地域に移住・就職する方へ、就職活動に関する規定に沿った活動（6月1日以降の選考面接）に要した交通費の2分の1を助成します。1人あたり上限17220円。結婚を希望する方のお手伝いをします。

あきた結婚支援センター入会登録料助成

●マッチングサービスなどを提供する公的な団体「あきた結婚支援センター」に新規に入会する方の入会登録料1万円（登録期間2年間）の全額を助成。

市外から移住された方の定住を応援します

●市外に5年以上上居住した後、仙北市に転入した移住者が、転入から5年を経過する日までに住宅を取得し定住する場合、完納した固定資産税相当額を、課税される初年度から3年度間助成。

東京圏からのAターン就職をお考えの方へ

就業支援等移住支援金

●直近10年間のうち通算5年以上（転入直前については連続1年以上）、東京23区に在住または東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）から東京23区に通勤などをしてきた方が、秋田県に登録されている対象法人に新規就業し、仙北市に転入する場合、または秋田県の事業による起業支援金の交付決定を受けた場合に、移住支援金として単身60万円、世帯100万円を支給。18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の方1人につき100万円を加算。テレワーク移住や関係人口と認められる方で移住・就業した場合も対象になります。申請期限は移住後1年以内です。

新生活をスタートさせる新婚さんの住居費などを助成します

●令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻したともに39歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が500万円未満の新婚世帯へ、新居の取得、リフォーム、賃借引越しにかかる費用の一部を助成。補助経費について1世帯当たり上限30万円。ただし、夫婦ともに29歳以下の場合には1世帯あたり上限60万円。

結婚新生活支援事業補助金

●令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻したともに39歳以下の夫婦で、夫婦の合計所得が500万円未満の新婚世帯へ、新居の取得、リフォーム、賃借引越しにかかる費用の一部を助成。補助経費について1世帯当たり上限30万円。ただし、夫婦ともに29歳以下の場合には1世帯あたり上限60万円。

補助金の交付を受けようとする方は申請が必要です。補助要件など詳しくは仙北市ホームページまたはまちづくり課にお問い合わせください。

市ホームページ



所得税法や地方税法の障害者控除について

【問合せ】長寿支援課（角館庁舎）☎（43）2281



障がい者に準ずるまたは寝たきりと認められる方は、所得税法や地方税法の障害者控除を受けることができます。

障がい者に準ずるまたは寝たきりと認められる方は、確定申告などの際に「障害者控除対象者認定書」を提示することにより所得税法や地方税法の障害者控除を受けることができます。

「障害者控除対象者認定書」が必要な場合は次の場所で申請してください。なお、障害者控除の適用を受ける年の12月31日現在

寝たきりの方のおむつ代の医療費控除について

【問合せ】長寿支援課（角館庁舎）☎（43）2281



寝たきりの方のおむつ代が医療費控除の対象になります。

傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつ代は、申告することにより医療費控除の対象となります。

●おむつ代の医療費控除を受けるのが初めの場合

①市役所窓口備え付けの「おむつ使用証明書」用紙にかりつけ医師から証明をもらい、おむつ代を医療費控除の明細書に記入し、証明書を添付して申告してください。

②①のほか、令和6年中におむつを使用し、介護保険法の要介護認定を受けている方

の状況により発行するものです。

●対象者

- 65歳以上で要介護認定者のうち一定の条件にあてはまる方
 - 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方
 - 控除を受ける本人または扶養親族が所得税や市・県民税課税の方
- 申請窓口／長寿支援課または各市民センター・各出張所

は、有効期間が連続している複数の要介護認定で主治医意見書が作成されているなどの一定の条件を満たしている場合、大曲仙北広域市町村圏組合管理者が発行する証明書を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、必要な場合は次の場所で申請してください。

●おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合

介護保険法の要介護認定を受けている方は、大曲仙北広域市町村圏組合管理者が発行する証明書を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、必要な場合は次の場所で申請してください。

●証明書申請窓口／長寿支援課または各市民センター、各出張所

カレンダー・おもちゃリサイクルプロジェクト

「カレンダー・おもちゃを活用しませんか？」

【問合せ】まちづくり課（田沢湖庁舎）☎（43）33315

ご家庭、職場で利用しないカレンダーを廃棄物として処分していませんか？

カレンダーとしての利用のほか、絵や写真部分を切り取って飾る「ブックカバー」やしおり、ポストカードにリメイク「子どものお絵かき用」「裁縫・ハンドメイドの型紙」「カットしてメモ用紙」など様々な活用方法があります。

また、ご家庭の押し入れに、未使用のおもちゃは眠っていませんか？必要とする家庭で活用しましょう。

持続可能な社会の実現には、廃棄物を減らし、リサイクルするなど日常での取り組みを積み重ねることが大切です。

仙北市では、田沢湖、角館および西木の各庁舎にカレンダー・おもちゃのリサイクルボックスを設置します。不要のカレンダーやおもちゃを持ち込んでいただき、利用したい方が自由に持ち帰ることができるよう、皆さまのご協力をお願いします。



●リサイクルボックス設置場所

- 田沢湖庁舎1階市民センター
 - 角館庁舎1階市民ホール
 - 西木庁舎1階市民センター
- ※いずれも庁舎開庁時間8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日も利用できます）

●リサイクルボックス設置期間

1月6日（月）～2月14日（金）

●利用上のルール

- 未使用のカレンダー・おもちゃに限りません。
- 持ち込み・持ち出しは自由とします。

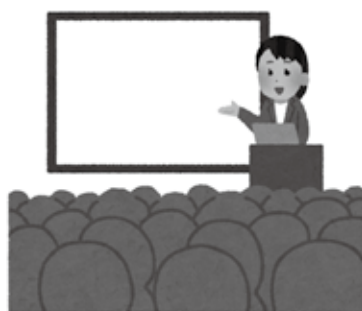
●日時・場所

日時	1月21日（木） 18時30分～	1月23日（木） 18時30分～
場所	白岩会館	田沢湖総合開発センター

※両会場、どなたでもご参加いただけます。

●内容

- インターナショナルスクール誘致事業の概要
- インターナショナルスクール誘致の進捗状況など



インターナショナルスクール誘致に関する市民説明会の開催について

【問合せ】企画政策課（田沢湖庁舎）☎（43）11112



仙北市では、国家戦略特区の優位性や豊富な観光資源、首都圏からのアクセスの良さなどの強みを活かしてインターナショナルスクールの誘致に取り組んでいます。つきましては、次

のとおり、今後の開校が予定されている地区にて市民説明会を開催します。ぜひご参加ください。

学校適正配置 検討委員会を 開催しました

11月18日、今年度2回目の委員会を開催しました。2年間の任期満了に伴う改選を行い18人が委嘱されました。

委員長には鎌田信氏（元秋田大学教育文化学部教授）、副委員長には佐藤彰久氏（秋田県立大曲高等学校教諭）が再任されました。

会議では、小・中学校それぞれの再編案（右図）に関し、下記の市民意見を踏まえ候補の絞り込みを検討しました。

◆生保内学区保護者（園・小・中）アンケート結果（10月実施）

生保内小・中学校を「単独」または「統合」とするかは、今後の検討を進めるうえで最初の大きな分岐点であるため、再編後のイメージを具体的に示したうえで、どちらが望ましいかをうかがいました。結果は、小学校については71.2%、中学校については57.7%の方が「単独」を望む結果となりました。

◆市内全園・小・中保護者（25人）による合同意見交換会（11月開催）

地域ごとに異なる事情や思いを相互に理解し、広く市民に望まれる学校再編を目指して意見を交わしました。上記アンケート結果（生保内学区保護者の考え）に配慮しつつも、中学校については人数が多い方が学びの環境や部活動などで様々なプラス面が期待できるとの意見が多くありました。

check! 主な検討内容・意見

- ・地域によっては、早く再編を進めてほしいという意見もある。
- ・再編の実現までには、計画を早ければ7年度、遅くとも8年度に策定し、その後2～3年の準備・移行期間が必要である。
- ・上記の市民意見を踏まえ、**小学校はB案、中学校はBまたはC案を候補とすることが望ましい。**

学校適正配置に関する取り組み状況は、市ホームページでご覧いただけます。
（これまでの検討委員会の会議記録、意見交換会の開催結果、アンケート結果など）



教育委員会
学校適正配置準備室（西木庁舎） ☎43-3381

●再編案（小・中共通）

	角館	生保内	神代	西明寺	桧木内
A案	単独	2校統合		2校統合	
B案	単独	単独	3校統合		
C案	単独	4校統合			
D案	5校統合				

A案は、昨年4月の保護者アンケートで望まない回答割合が高かったため、今後はB、C、D案を再編候補として検討しました。

忘れずにお手続きしてください！ 児童手当に関するお知らせ

【問合せ】子育て推進課 子育て支援係（角館庁舎） ☎（43）22800



令和6年10月分（12月支給分）から児童手当制度の一部改正となり内容が拡充されました。高校生年代の児童まで支給対象が拡充され、父母などのうち主たる生計維持者（所得の高い方）が、住所地に申請して受給します。現在受給していない方は申請手続きが必要です。忘れずにお手続きをお願いします。公務員の方は職場が申請先となります。

●次の(1)から(3)に該当する場合に手続きが必要です。

- (1) 高校生年代（平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の児童のみを養育している方
- (2) 支給対象児童（0～18歳年度末までの児童）を養育しているが、所得上限限度額超過により児童手当または特別給付の受給資格を喪失した方
- 必要書類／認定請求書、通帳コピー

(3) 支給対象児童のほかに19～22歳年度末までの子を監護しており、合計3人以上を養育している場合は、申出により第3子以降の手当月額が3万円になります。

必要書類／「監護相当」生計費の負担についての確認書

申請書類は、子育て推進課および各市民センターなどの窓口にて備えているほか、仙北市のホームページからダウンロードできます。

●注意／経過措置として、令和7年3月末までの受け付け分は令和6年10月分まで遡及して支給対象になりますが、お早めにお手続きください。

ご家庭用
「もっと子育て応援児童手当」



市有財産を公売します

【問合せ】管財課 国土調査係（田沢湖庁舎） ☎（43）33385



次の物件について、一般競争入札による公売を行います。

- 【仙管第1号 不動産（土地・建物）】
- 土地／西木町門屋字漆原88番2 総登記面積541.95㎡
- 建物①／車庫 延床面積77.00㎡
- 建物②／倉庫 延床面積69.00㎡
- 最低入札価格／361万円（税抜き）
- ※土地に関しては非課税になります。
- ※今回の公売では、土地・建物一括でのみの売買となります。

●入札物件公開の期間および日時／

- 1月17日（金）から1月31日（金）まで
- 9時～16時

※土・日曜日、祝日は除きます

※見学を希望する方は、事前に管財課までご連絡ください。

●入札申込みの提出期間および提出先／

- 1月17日（金）から1月31日（金）まで
- 9時～16時

※土・日曜日、祝日は除きます

●管財課 国土調査係（田沢湖庁舎2階）

※詳細についてはホームページをご覧ください。管財課 国土調査係までお問い合わせください。

令和6年度 第1回文化財講習会

「田沢湖歴史再発見塾」活動について思うこと

【問合せ】文化財課（角館庁舎） ☎（43）33384

今回の講師は、ふるさと田沢湖の歴史を学び、田沢湖のよさを再発見し、自分たちの地域に誇りと自信をもてる市民・青少年を増やすため、積極的に活動している田沢湖歴史再発見塾の安部哲男塾長です。

今回は塾の今までの活動をダイジェスト版で紹介し見聞を広めることを目的とした講習会を開催します。

会場の都合により事前申し込みとします。受講希望の方は次までご連絡ください。

日時／1月24日（金）13時30分～15時

場所／角館庁舎1階101・102会議室

●事前申込の受付日／1月6日（月）～1月20日（月）

（土・日曜日、祝日除く）8時30分～17時15分

●募集人数／先着30名様

●連絡先／文化財課 ☎43-33384

